四　当該試験研究の実施場所
五　当該試験研究の用に供される設備の明細
六　当該試験研究に直接従事する研究者の氏名
七　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法
八　その他参考となるべき事項

2　施行令第五条の三第十二項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　施行令第五条の三第十二項第三号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容
二　当該試験研究の実施期間
三　当該試験研究に係る施行令第五条の三第十二項第三号に規定する他の者（第八項第二号において「他の者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
四　当該試験研究の実施場所
五　当該試験研究の用に供される設備の明細
六　当該試験研究に直接従事する研究者の氏名
七　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法
八　その他参考となるべき事項

3　施行令第五条の三第十二項第四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　施行令第五条の三第十二項第四号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容
二　当該試験研究の実施期間
三　当該試験研究の実施場所
四　その他参考となるべき事項

4　施行令第五条の三第十二項第六号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　施行令第五条の三第十二項第六号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容
二　当該試験研究の実施期間
三　当該試験研究に係る大学等の名称及び所在地並びに当該大学等の長の氏名
四　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法
五　その他参考となるべき事項

5　施行令第五条の三第十二項第七号に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
一　施行令第五条の三第十二項第七号に掲げる試験研究（以下この項及び次項において「試験研究」という。）を行うために必要な拠点を有していること。
二　前号の拠点において、当該試験研究を行うために必要な設備を有していること。
三　当該試験研究の主要な部分について、再委託を行わないこと。

6　施行令第五条の三第十二項第七号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　当該試験研究の目的及び内容
二　当該試験研究の実施期間
三　当該試験研究に係る施行令第五条の三第十二項第七号に規定する特定中小企業者（第八項第四号において「特定中小企業者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
四　当該試験研究の主要な部分について、再委託を行わない旨
五　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法
六　その他参考となるべき事項

7　施行令第五条の六に次の一項を加える。

8　施行令第五条の三第十三項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額を支出した年分の確定申告書に当該各号の監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。
一　施行令第五条の三第十二項第二号に掲げる試験研究　次に掲げる金額の合計額
イ　当該大学等が支出する原材料費、人件費（当該試験研究に直接従事する者に係るものに限る。）、旅費（当該試験研究に直接従事する者の当該試験研究に係るもので、かつ、所得税法第九条第一項第四号の規定に該当するものに限る。）、経費（当該試験研究の用に供される機械及び装置、工具並びに器具及び備品の購入に要する費用に限る。）及び外注費の額のうち、当該個人が負担したもの（施行令第五条の三第十二項第二号に規定する契約又は協定（ロにおいて「契約又は協定」という。）において当該個人が負担することとされているものに限る。）であることにつき、監査（専門的な知識及び経験を有する者が行う検査及び適正であることの証明をいう。以下この条において同じ。）を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額
ロ　当該個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される法第十条第八項第一号に規定する試験研究費の額（以下この条において「試験研究費の額」という。）のうち当該試験研究に要した費用の額（契約又は協定において当該個人が負担することとされているものに限るものとし、イに掲げる金額を除く。）であることにつき、監査を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額
二　施行令第五条の三第十二項第三号に掲げる試験研究　次に掲げる金額の合計額
イ　当該他の者が支出する原材料費、人件費（当該試験研究に直接従事する者に係るものに限る。）、旅費（当該試験研究に直接従事する者の当該試験研究に係るもので、かつ、所得税法第九条第一項第四号の規定に該当するものに限る。）、経費（当該試験研究の用に供される機械及び装置、工具並びに器具及び備品の購入に要する費用に限る。）及び外注費の額のうち、当該個人が負担したもの（施行令第五条の三第十二項第三号に規定する契約又は協定（ロにおいて「契約又は協定」という。）において当該個人が負担することとされているものに限る。）であることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額
ロ　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（契約又は協定において当該個人が負担することとされているものに限るものとし、イに掲げる金額を除く。）であることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額
三　施行令第五条の三第十二項第六号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（当該大学等が支出する原材料費、人件費（当該試験研究に直接従事する者に係るものに限る。）、旅費（当該試験研究に直接従事する者の当該試験研究に係るもので、かつ、所得税法第九条第一項第四号の規定に該当するものに限る。）、経費（当該試験研究の用に供される機械及び装置、工具並びに器具及び備品の購入に要する費用に限る。）及び外注費の額について、当該個人が負担したもの（施行令第五条の三第十二項第六号に規定する契約又は協定において当該個人が負担することとされているものに限る。）をいう。）であることにつき、監査を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額
四　施行令第五条の三第十二項第七号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（当該特定中小企業者が支出する原材料費、人件費（当該試験研究に直接従事する者に係るものに限る。）、旅費（当該試験研究に直接従事する者の当該試験研究に係るもので、かつ、所得税法第九条第一項第四号の規定に該当するものに限る。）、経費（当該試験研究の用に供される機械及び装置、工具並びに器具及び備品の購入に要する費用に限る。）及び外注費の額について、当該個人が負担したもの（施行令第五条の三第十二項第七号に規定する契約又は協定において当該個人が負担することとされているものに限る。）をいう。）であることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者の確認を受けた金額

第五条の七第二項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ当該各号に定める」を「当該建築物が同条第六項各号に掲げる基準を満たすものであることにつき経済産業大臣が確認した旨を証する」に改め、同項各号を削る。